

＜JIS マーク表示制度に関する解釈集＞

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

鉄鋼・非鉄金属⑤ JIS Q 1013 の対象 JIS の改正及び認証取得者の品質管理体制変更等の場合の、臨時の認証維持審査における現地調査及び製品試験の適用について

2011 年 7 月 27 日
JIS 登録認証機関協議会

解 釈

1. JIS 改正時の審査の基本的な解釈：(1) 又は (2) に該当する場合を除き、書類調査による。
 - (1) 当該改正により、取得している認証に係る JIS が規定する仕様又は／及び要求事項に関し；
 - ・ 従来の認証の範囲を超える品質・生産条件又は／及びその組合せが新たに生じ、JIS に適合しなくなる恐れが生じる場合であって、
 - ・ その新たに生じた内容又は変化の程度が、従来の審査で確認済の内容に相当する範囲にとどまらない場合は、
現地調査による工場審査又は／及び製品試験を行う。
 - (2) なお、当該改正に付随して、認証取得者の工場又は／及び外注工場において；
 - ・ 受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件が生じ、
 - ・ 品質管理体制の変更（改正 JIS に応じた設備改造、新たなタイプの設備の追加又はリプレースを含む）を行うときは、
JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、別途現地調査による工場審査又は／及び製品試験を要する。

＜審査の適用例＞

- A. 種類・等級の追加又は統合
 - ・ 仕様の厳格化、又は強度と伸び（若しくは衝撃値）の組合せ等が、従来の認証の範囲に相当しない又は相当するか否か判別しがたい場合は、製品試験を行う（工場への立ち入りによるサンプリングやトレーサビリティの現認を含む）。
 - ・ 工程設計若しくは操業条件の大きな変更又はそれらの組合せの大きな変更である場合は、現地調査を行う。
- B. 試験・検査方法の追加又は変更（受渡当事者間協定、注文者の指定等に基づくものも含む）
従来の試験条件の範囲を超える又は従来と異なる方法への改正である場合は、現地調査又は／及び製品試験を行う。
- C. 形式試験
当該 JIS 改正の内容が、適用する JIS が規定する「形式試験を新たに行うべき場合」に該当するときは、従来の審査において既に形式試験を行っていても、新たに改正 JIS の適用による形式試

験を行う。

D. 寸法・形状

上記B. において、「試験条件」を「寸法・形状（いずれも許容差を含む）」に読み替える。

E. 熱処理の追加又は変更

上記B. において、「試験」を「熱処理」に読み替える。

F. 化学成分

次に掲げる場合に該当するときは、試験・工程・設備に係る現地調査又は／及び製品試験を行う。

- 1) 従来の規定範囲を超える組成への改正
- 2) 従来よりも狭範囲の組成範囲への改正
- 3) 従来認証範囲に無い成分の追加による改正

2. JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）に該当する仕様の変更若しくは追加、又は品質管理体制変更（以下、総称して「変更等」という）時の、臨時審査の基本的な解釈：（1）又は（2）に該当する場合を除き、書類調査による。

- （1）当該変更等により、取得している認証に係る JIS が規定する仕様又は／及び要求事項に関し；
- ・ 従来認証の範囲を超える品質・生産条件又は／及びその組合せが新たに生じ、JIS に適合しなくなる恐れが生じる場合であって、
 - ・ その新たに生じた内容又は変化の程度が、従来の審査で確認済の内容に相当する範囲にとどまらない場合は、
- 現地調査による工場審査又は／及び製品試験を行う。

- （2）なお、当該変更等に付随して、認証取得者の工場又は／及び外注工場において；
- ・ 受けている認証の範囲又は／及び品質管理体制の範囲を超える新たな品質・生産条件が生じ、
 - ・ 品質管理体制の変更（相当程度の設備改造、設備移転・移設、新たなタイプの設備の追加又はリプレースを含む）を行うときは、
- JIS Q 1001 の 12.2（臨時の認証維持審査）の a）の定めにより、別途現地調査による工場審査又は／及び製品試験を要する。

以上